

## 募集要領

### 1. 本要領の目的

この要領は、佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）における補助金の交付を受けることを希望する者（以下「交付希望者」という。）を募集し、補助金の交付対象候補者（以下「交付対象候補者」という。）を選定することを目的とする。

### 2. 交付希望者の範囲

佐賀県内で介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者で当該事業所に勤務する介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のために先進機器を導入しようとする者。

### 3. 申し込み方法

以下の(1)～(5)の書類を「4 提出先・提出期限」まで提出すること。

- (1) 申込書（別紙）
- (2) 見積書の写し
- (3) 導入する先進機器のカタログ等
- (4) 評価項目一覧表及び評価項目ごとの事実を証する書類
- (5) 事業所の規模が分かる書類

（介護ロボットの場合は利用定員が確認できる運営規定等、ICT機器の場合は常勤換算職員数が確認できる勤務表等）

- (6) 様式第7号 最新版のケアプラン標準仕様への対応状況確認書  
（ICT機器（要綱別表2 2①（※1）に該当する介護ソフト）を導入する場合のみ）
- (7) 様式第8号 LIFEのCSV取込機能への対応状況確認書  
（ICT機器（要綱別表2 2①（※2）に該当する介護ソフト）を導入する場合のみ）

### 4. 提出先・提出期限

【提出先】〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県健康福祉部 長寿社会課 サービス指導担当

【提出期限】令和5年9月11日（月）

（注）郵送の場合は、9月11日（月）の17時までに必着。

### 5. 交付対象者の選定方法

県は、交付希望者から提出された申込書等を審査した上で、予算の範囲内において交付対象候補者を選定し、交付対象候補者には、内示額を記載した内示通知を送付するものと

する。

## 6. 留意事項

- (1) 交付の対象経費、交付額の算定方法などの詳細は、必ず要綱を確認すること。
- (2) 本募集に係る内示通知は、補助金交付を約するものではないことに注意すること。
- (3) 内示後は7のスケジュール（予定）に記載の一連の手続きが必要となることに注意すること。

## 7. スケジュール（予定）

時期	事業者	県
9月11日まで	① 本事業への希望申し込み ※ 上記3の書類一式を県へ提出	
9月下旬まで		② 交付対象者の選定
10月上旬頃		③ 内示通知の送付
10月下旬まで	④ 補助金の交付申請	
11月中旬まで		⑤ 補助金の交付決定
⑤補助金の交付決定後	⑥ 先進機器の導入 ※ 契約方法等を適宜、 県に相談	
⑥先進機器の導入後	⑦ 実績報告書の提出	
⑦実績報告書の提出後		⑧ 実績報告書の審査 ⑨ 額の確定通知
⑨額の確定通知後	⑩ 補助金の交付請求	
		⑪ 補助金支払い
翌年度4月以降	⑫ 先進機器導入による効果 等を県に報告 ※ 導入後3年間、報告が必要	